

〔訪問介護重要事項説明書 別紙〕

サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人ジェイエー長野会
主たる事務所の所在地	長野市南長野北石堂町 1177-3
代表者（職名・氏名）	理事長 上原 孝義
電話番号	026-223-0533

2. 当事業所が担当するサービスについての相談窓口

電話番号	0 2 6 9 - 6 2 - 0 5 3 9
受付時間	午前8時30分～午後5時30分まで
サービス提供責任者氏名	

***ご不明な点は、なんでもお尋ねください。**

3. 社会福祉法人ジェイエー長野会 北信州みゆき介護センターの概要

(1) 事業所の名称・場所・指定事業所番号

事業所名	北信州みゆき介護センター
所在地	飯山市大字飯山3567番地
サービスの種類	訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業
事業所番号	2071300459

(2) 事業の実施地域

通常の事業の実施地域	飯山市
------------	-----

(3) 同事業所の職員体制

資 格	常 勤	非常勤	業務内容
管理者兼サービス提供責任者 (介護福祉士)	1 名		訪問介護事業の統括及びサービス提供上の連絡調整、業務技術指導を行う。
サービス提供責任者 (介護福祉士)	1 名		サービス提供上の連絡調整、業務技術指導を行う。
サービス提供責任者兼事務員 (介護福祉士)		1 名	サービス提供上の連絡調整業務技術指導及び訪問介護事業に関する事務処理を行う。
サービス提供者 (介護福祉士及びホームヘルパー1～2 級)	兼2 名	4 名以上	訪問介護業務従事者

(4) サービスの提供時間帯

区 分 営 業 時 間	通常時間帯 8 : 00～18 : 00	早 朝 6 : 00～8 : 00	夜 間 18 : 00～22 : 00	深 夜 22 : 00～6 : 00
平 日	○	○	○	○
土・日・祝祭日	○	○	○	○
※注意：時間帯により料金が異なります。				

(5) 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	当事業所は適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援の状態となった高齢者に対し、事業所の訪問介護員その他の従業者により適正な指定居宅訪問介護サービスを提供することを目的とします。

4. サービス内容

訪問介護（又は介護予防訪問介護）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 ＊食事介助 … 配膳 メニュー・材料説明 摂食介助 ＊入浴介助 … 安全確認 浴槽の準備 入湯 洗体 身体状況の確認 ＊排泄介助 … オムツ交換 トイレ誘導 ＊清 拭 … 全身・部分清拭 ＊体位交換 … 体位交換 安楽な姿勢の保持等
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 ＊買い物 … 日常生活に必要な物品の購入 ＊調 理 … 利用者に合わせ、栄養を考え料理作り ＊掃 除 … 居室等の清掃 ＊洗 濯 … 洗濯・取り入れ・収納等
③その他のサービス	介護相談 等

5. 利用料金

- サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、法定代理受領サービスである時は、「介護保険負担割合証」に基づく負担額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた部分の基本利用料の全額をご負担いただきます。
提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- 利用料金の支払いは、月末締め切りの翌月15日（但し、15日が休日の場合は翌営業日とする）とし、指定金融機関（ながの農業協同組合）から口座振替又は集金でのお支払いとなります。
- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収証を発行します。

(1) 訪問介護等の利用料

〔別紙料金表〕のとおりです。

(2) その他の費用

■ 交通費

- 3項（2）事業の実施地域で定めた地域へのサービスの提供は無料です。
- それ以外の地域へのサービス提供の方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

- 利用者の居宅においてサービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、
キャンセル料は不要です。)

キャンセルの時期	キャンセル料金
ご利用日の前日までご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の当日ご連絡いただいた場合	1利用につき500円
☆連絡先 0269-62-0539 北信州みゆき介護センター	

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- 利用者が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合

(4) その他

- 当組合が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当組合が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- 利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが当組合や当組合の訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

(5) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更希望の時はお申し出下さい。
従業員への研修の実施	○	年に4回以上予定
サービスマニュアルの作成	○	
個人情報の使用同意書	○	

7. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等あった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の 主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

9. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の措置を講じます。

10. 秘密保持

訪問介護員等その他の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。訪問介護員等その他の従業者でなくなった後においても同様です。また、秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記するものとします。サービス担当者会議において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者及び当該家族の同意をいただきます。

11. サービス内容に関する苦情処理体制

当事業所における相談、要望、苦情等は下記窓口で受け付けます。

☆☆ サービス相談窓口 ☆☆	
北信州みゆき介護センター	
担当者： サービス提供責任者	
◆電話番号	0269-62-0539
◆受付	毎週月曜日から日曜日 午前8時30分～午後5時30分まで

※当事業所以外に、相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

行政機関その他苦情受付機関

長野県国民健康保険団体連合会	電話番号	0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 8 0
飯山市役所	電話番号	0 2 6 9 - 6 2 - 3 1 1 1
第三者委員		
宮澤 清志	電話番号	0 2 6 - 2 2 4 - 0 5 5 0
(ながの農業協同組合代表理事組合長)		
深澤 悦子	電話番号	0 9 0 - 1 8 8 3 - 7 3 8 2
(長沼地区民生児童委員協議会長)		